



令和 3 年度入学

# 入学説明会

## 名古屋市立若水中学校



〒 464-0071 名古屋市千種区若水二丁目 6 番 1 号



7 2 1 - 3 3 3 6



<http://www.wakamizu-j.nagoya-c.ed.jp>



[wakamizu-j@nagoya-c.ed.jp](mailto:wakamizu-j@nagoya-c.ed.jp)

## 【目次】

|      |                    |     |
|------|--------------------|-----|
| I    | 学校規模               | 1   |
| II   | 特徴的な施設・設備          | 1   |
| III  | 教育活動の概要            | 1   |
| 1    | 教育目標               |     |
| 2    | 努力点                |     |
| 3    | 教育課程の特色            |     |
| 4    | 評価                 |     |
| IV   | 卒業生の進路状況           | 4   |
| V    | 中学校生活のあらまし         | 5   |
| 1    | 学習                 |     |
| 2    | 生活（入学までの準備）        |     |
| 3    | 心の扉（スクールカウンセラー相談室） |     |
| 4    | 部活動                |     |
| 5    | 学校納付金              |     |
| 6    | スクールランチ            |     |
| VI   | 入学式について            | 1 1 |
| VII  | 学校平面図              | 1 2 |
| VIII | 学区地図               | 1 3 |
| ○    | P T Aの委員会と主な活動     | 1 4 |
| ○    | 各種資料               | 1 5 |



### ☆校章の由来☆

中心の柱は、学業のシンボルであるペン先をかたどり、左右に「まが玉」を配して和の精神を表しています。その両者を合わせて「水」の字を作り、奥に「中」を入れて、中央上部の「若」の字とともに「若水中」を構成しています。

邪気を払い除くために汲む「若水」にちなんで、生徒たちが常に邪悪を退け、正善を志して学業に励み、和を尊んで協調し、たくましく伸びてほしいという願いが込められています。

## I 学校規模（令和2年11月1日現在）

1年生 4クラス（117人）、2年生 3クラス（116人）、  
3年生 3クラス（106人）、特別支援学級FG組（5人） 教職員 35人

## II 特徴的な施設・設備

学校図書検索システム、校内全コンピュータLAN、放送室から各教室への映像配信システム  
少人数用教室（3）、光ファイバーによるインターネット通信（コンピュータ室）  
天井つり下げプロジェクター（2年各教室）、武道場備え付け大型スクリーン

## III 教育活動の概要

### 1 教育目標

- 人や自然に対する優しい心、人権を尊重し認め合う心、公共のために尽くそうとする心の育成に努める。
- 分かる楽しさ、できる喜びを味わい、自分らしさを発揮して学ぼうとする力の育成に努める。
- 自他のいのちを大切にし、運動に親しみ、健康で安全な生活を送ろうとする態度の育成に努める。

### 2 努力点

#### (1) 努力点主題

Challenge to next 若水  
～「見つける・つながる・創り出す」を大切に～

- (2) 本校は創立58年を迎える。創立50年目を迎えた際に、新たな次の(next)50年を創っていく生徒が、中学校生活を通して、様々な場面で主体的に取り組み、仲間とともによりよく生きようとする姿を追い求めて、本努力点主題を設定し、実践に取り組んできている。そして、次期学習指導要領を見据え、「見つける・つながる・創り出す」といった過程を大切に主題に迫ることとしている。

<見つける> 自分自身、他者との関係、自分たちが生活する社会の中に、課題を発見する。  
<つながる> 課題の解決に向けて、他者と力を合わせたり、役割を分担したりして協働する。  
<創り出す> 協働を通して得られる成果をよりよいものとしてまとめ上げて表出する。さらに、活動を振り返り、今後に生かせるように学び得たことをまとめる。

過去4年間、特活・行事面では「絆づくり」、学習面では「学び合い」を中心に「つながる」に重点を置いた取り組みをしてきた。特活・行事面では、毎年「夢と命の絆づくり事業（現名称）」に採択され、生徒たちは絆を深めたと実感していることがアンケートの結果に表れている。学習面では、平成29年度と令和元年度に「学力向上サポート事業」に採択されたことを受けて、ICT機器購入など学習環境整備を進め、なかまなビジョンに基づいた授業改善を行ってきた。全国学力・学習状況調査の質問紙調査では、「生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思っている」生徒の割合が年々高くなっている。そこで、今年度は、特に「創り出す」に重点を置いて以下のように取り組み、これまでの取り組みをまとめていきたい。

- 学年・学校行事等の本番に臨む前に、直前検討やリハーサルなど自分たちの活動を振り返る場を設定し、自分たちの取り組みをよりよく表出できる（創り出す）ようにする。

（学年での取り組み）

- 対話やグループ学習によって得られた様々な考えを整理・統合することで生徒が新たな知識・技能を得ることができる（創り出す）ようにする。

（各教科での取り組み）

### 3 教育課程の特色

#### (1) 年間授業時数

右の表は、本校の年間授業時数の内訳です。必修教科は、基礎的・基本的な内容を学習します。

総合的な学習の時間としては、1年生は、10月末までは週1時間、11月からは週2時間の学習、2・3年生は年間を通して週2時間の学習とし、全教職員で指導に当たっています。「生き方を学ぶ」、「学び方を学ぶ」をテーマに全教職員で指導に当たっています。週1～2時間を総合的な学習の時間として、学年ごとに小テーマ（1年：多様性理解、2年：職業理解、3年：進路選択）を設定しています。それぞれの学年で、「生き方を学ぶ」「学び方を学ぶ」を踏まえた活動に取り組むことで生きる力を育てています。

昨年度から特別の教科となった道徳では、多様な取り組みを進めてきました。映像教材を各教室に一斉配信できるシステムを整備したり、ICT機器を活用し、仲間と意見を交流させたりしながら道徳的価値の自覚を深めていくアクティブラーニング型の授業を行っています。外部から講師を呼び、講演会を開くこともあります。そして、道徳的な判断力、心情、実践、意欲と態度を育成しています。

令和3年度より「主体的で対話的な深い学び」の視点からの学習過程の改善を掲げる新学習指導要領が全面実施されます。本校では、このことを見越して平成28年度より「見つける・つながる・創り出す」を学校努力点の副題に掲げ、その後、名古屋市教育委員会が打ち出したなかまなビジョン型の教育も取り入れながら、各教科の授業改善を進めてきました。

令和3年度には、生徒一人1台ずつタブレットが配付される予定です。今年度はそのタブレットを保管するためのキャビネットを各教室に設置しました。そして、全教室にプロジェクターを完備し、タブレットを使用した授業等で活用できるように整備を進めています。教員も一人1台タブレットをもち、教科指導等で活用していきます。このように、ICT機器を活用した教育活動を充実させていくために着実に準備を進めています。

また校内においては、職員の研修体制を充実させました。今後タブレットを活用して授業を進めていくために、タブレットの有効的な活用方法や操作スキル等を全教員で研修したり、新しい評価方法を適切に理解して、実行していけるように研修を行ったりしました。新しい時代に対応できる指導体制を目指して全職員で更なる授業改善を行っています。

【年間授業時数】

|      |        | 1年   | 2年   | 3年   | 特別支援級 |
|------|--------|------|------|------|-------|
| 必修教科 | 国語     | 140  | 140  | 105  | 140   |
|      | 社会     | 105  | 105  | 140  | 105   |
|      | 数学     | 140  | 105  | 140  | 140   |
|      | 理科     | 105  | 140  | 140  | 105   |
|      | 音楽     | 45   | 35   | 35   | 45    |
|      | 美術     | 45   | 35   | 35   | 45    |
|      | 保健体育   | 105  | 105  | 105  | 105   |
|      | 技術家庭   | 70   | 70   | 35   | 70    |
|      | 英語     | 140  | 140  | 140  | 140   |
|      | 道徳     | 35   | 35   | 35   | 35    |
|      | 特別活動   | 35   | 35   | 35   | 35    |
|      | 総合的な学習 | 50   | 70   | 70   | 50    |
|      | 合計     | 1015 | 1015 | 1015 | 1015  |

(2) 令和元年度前期 週間課程表

| 時間    | 時限 | 月                     | 火            | 水     | 木                     | 金                       | 時間    |
|-------|----|-----------------------|--------------|-------|-----------------------|-------------------------|-------|
| 8:20  |    |                       |              |       |                       |                         | 8:20  |
| 8:30  |    | 朝 会                   | 朝 の 会        |       |                       |                         | 8:30  |
|       |    |                       | 学級の時間(創意活動Ⅰ) |       |                       |                         |       |
| 8:45  | 1  | 1 学活<br>23 総合<br>特 総合 |              | 23 道徳 |                       |                         | 8:45  |
| 9:35  |    |                       |              |       |                       |                         | 9:35  |
| 9:45  | 2  |                       |              |       |                       |                         | 9:45  |
| 10:35 |    |                       |              |       |                       |                         | 10:35 |
| 10:45 | 3  |                       |              |       |                       |                         | 10:45 |
| 11:35 |    |                       |              |       |                       |                         | 11:35 |
| 11:45 | 4  |                       |              |       |                       |                         | 11:45 |
| 12:35 |    |                       |              |       |                       |                         | 12:35 |
| 12:55 |    | ランチタイム(創意活動Ⅱ)         |              |       |                       |                         | 12:55 |
| 13:15 |    | 昼 放 課                 |              |       |                       |                         | 13:15 |
| 13:20 |    |                       |              |       |                       |                         | 13:20 |
| 14:10 | 5  |                       |              |       | 13 総合<br>2 学活<br>特 総合 |                         | 14:10 |
| 14:20 |    |                       |              |       | 帰りの会                  |                         | 14:20 |
| 15:10 | 6  |                       |              |       | 清 掃                   | 1 道 2 総<br>3 学活<br>特 総合 | 15:10 |
| 15:20 |    |                       |              |       | 帰りの会                  | 帰りの会                    | 15:20 |
|       |    |                       |              |       | 清 掃(創意活動Ⅲ)            | 清 掃                     |       |
|       |    |                       |              |       | 下 校(16:00)            | 下 校                     |       |

- 朝は8時30分に、教室で学級担任が出欠確認をします。8時30分に教室の自席で着席をしていないと「遅刻」となります。8時25分には教室に着くように、余裕をもって登校させてください。
- 学校を欠席する場合、または何らかの事情で登校が遅れる場合は、8時20分までに保護者の方から電話でご連絡ください。病気等で早退する場合には、その旨を学校から連絡します。お子さまが帰宅されたら電話でご一報ください。

# 【令和2年度 1週間の教科別時間数】

10月末までの1週間の各教科別の時間数は、下の図のようになっています。

(前期：1年生)

| 1年 | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 音楽  | 美術  | 保体 | 技家 | 英語 | 道徳 | 特活 | 総合 | 合計 |
|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 4  | 3  | 4  | 3  | 1.5 | 1.5 | 3  | 2  | 4  | 1  | 1  | 1  | 29 |

※ 1時間の授業は 50分です。1年間で2期に分けて時間割を編成します。

## (3) 主な年間行事 (※令和元年度)

| 学期          | 月  | 主 な 年 間 行 事                                                        |
|-------------|----|--------------------------------------------------------------------|
| 一<br>学<br>期 | 4  | 入学式、始業式、身体測定、内科検診 (～5月)、野外学習 (2年)、<br>PTA総会・部活説明会、進路説明会、学級懇談会      |
|             | 5  | 体力・運動能力調査、中間テスト、眼科検診、心臓検診、避難訓練、歯科検診 (～6月)                          |
|             | 6  | 環境デートライ&アクション、修学旅行 (3年)、教育相談、期末テスト、耳鼻科検診、<br>千種豊学校運動会ボランティア活動 (有志) |
|             | 7  | 保護者会、大掃除、終業式、水泳教室、夏休み学習会 (～8月、希望者)                                 |
|             | 8  | 出校日                                                                |
| 二<br>学<br>期 | 9  | 始業式、防災訓練、3年実力テスト、体育大会、後期生徒会役員選挙                                    |
|             | 10 | 中間テスト、文化祭 (合唱コンクール・部活動発表)                                          |
|             | 11 | 千種豊学校との交流会 (有志)、進路説明会、入学説明会、教育相談 (1・2年)<br>進路保護者会 (3年)、期末テスト       |
|             | 12 | 人権尊重教育週間、保護者会、終業式                                                  |
| 三<br>学<br>期 | 1  | 始業式、避難訓練、3年学年末テスト、3年保護者会                                           |
|             | 2  | 1・2年学年末テスト、1・2年学年全体保護者会、3年生を送る会                                    |
|             | 3  | 留別式、卒業式、前期生徒会役員選挙、修了式                                              |

## 4 評価

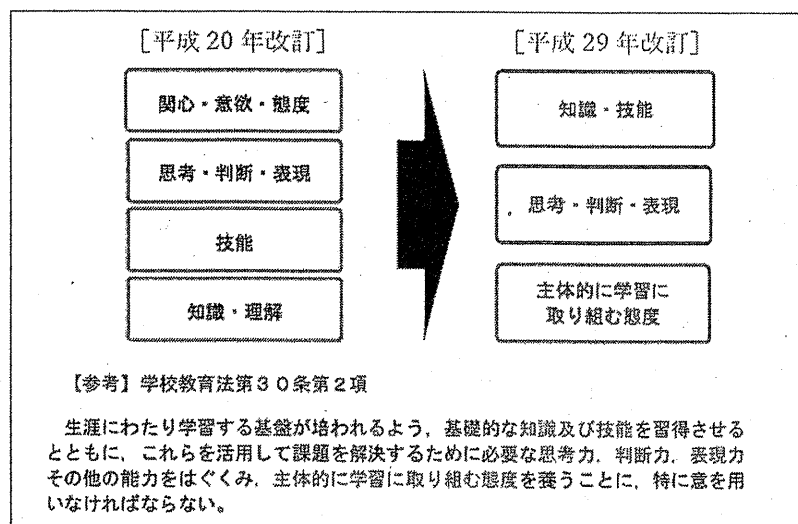
小学校と同様に絶対評価で学習状況を評価しています。他の人と比べるのではなく、一人一人が学習の目標にどれだけ近づいたかを評価するのが絶対評価です。令和3年度からは以下のように新しい評価方法に変わります。

### (1) 観点別評価

観点別学習状況の評価は右のようにABCで行うことは同じですが、「観点」が次項図1のように変わります。

- |   |                   |
|---|-------------------|
| A | 十分満足できると判断されるもの   |
| B | おおむね満足できると判断されるもの |
| C | 努力を要すると判断されるもの    |

【図 1】



これまで 4 観点で評価してきた内容を、3 観点に変更し全ての教科指導において同じ観点で評価をしていきます。

そして、この 3 観点の到達状況をもとに評定を算出します。

詳しくは、令和 3 年度が始まりましたら、生徒を通じて説明していきたいと思っています。

## (2) 評定

評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、観点別評価の結果から総括的に判断して、5 段階の評定を算出しています。

- 5 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの
- 4 十分満足できると判断されるもの
- 3 おおむね満足できると判断されるもの
- 2 努力を要すると判断されるもの
- 1 一層努力を要すると判断されるもの

## IV 卒業生の進路状況（令和元年度）

（単位 人）

|     |    |   |               |    |
|-----|----|---|---------------|----|
| 進学  | 99 | → | 私立高校          | 44 |
| 就職  | 0  |   | 国公立高校(全日制)    | 45 |
| その他 | 1  |   | 各種・専修学校等      | 1  |
|     |    |   | 公立高校(定時制・通信制) | 6  |
|     |    |   | 通信制私立・サポート校   | 3  |

|      |     |    |
|------|-----|----|
| 普通科  |     | 68 |
| 専門学科 | 商業  | 8  |
|      | 工業  | 7  |
|      | その他 | 6  |

（※全日制進学者学科内訳）



## V 中学校生活のあらまし

### 1 学習

(1) 教科担任制について……………各教科専門の先生が授業を行います。

(2) 定期テストについて……………各学期1～2回のテストがあります。

※ 1週間前から、部活動も休みになります。

※ 毎日の生活の中に、必ず家庭学習を位置付けてください。テスト1週間前には計画表が渡され、自分で計画を立てて勉強ができるように指導します。

(3) 効果的な学習……………「むり、むだ、むら」をなくそう。

学習内容の記憶量は、1日たつと40%になると言われています。その日のうちに必ず復習し学習内容の定着を図ることが大切です。

### 2 生活（入学までの準備）

(1) 持ち物（必ず記名してください。）

① 通学カバン（学習用具は家庭学習に必要な物以外置いていくことができます）。  
学習用具が入り、持ち運びやすく教室のロッカー（縦30cm×横30cm×奥行き35cm）に入る大きさのカバンを使用します（ナップザック、トートバック等※色柄は不問）。

② 通学及び体育時の靴

くるぶしの見える白を基調とした運動靴（白いひも付き）を使用します（マジックテープ可）。

③ 上ばき（販売店は、13ページ参照）

指定のスリッパ（学年色：青色）を使用します。

④ 体育館シューズ（販売店は、13ページ参照）

指定のシューズを使用します。

(2) 服装

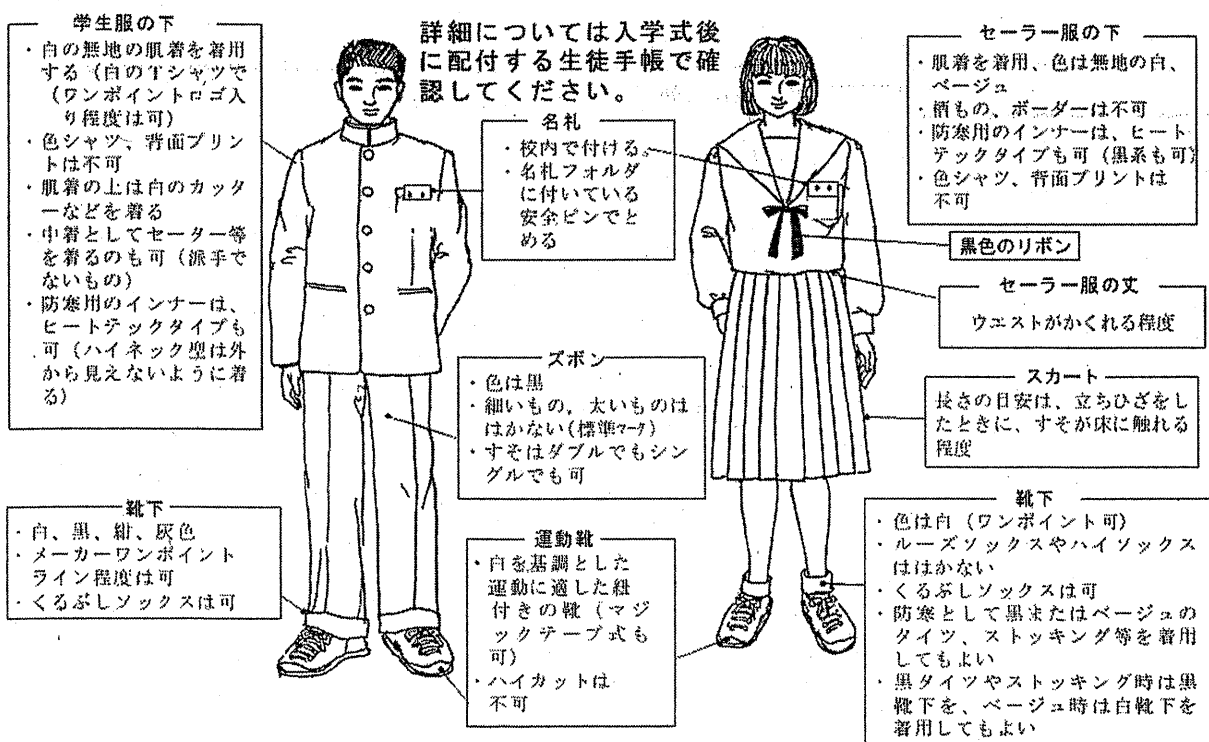
特に衣替え期間を設けないので、季候・天候・体調に合わせて夏服・冬服を着用します（式や行事などは、夏服か冬服かを指定します）。

① 冬服

男子：標準詰め襟学生服（黒色）、ベルト（派手でないもの）を着用します。

女子：セーラー服（紺色）、白襟カバーをつけます。

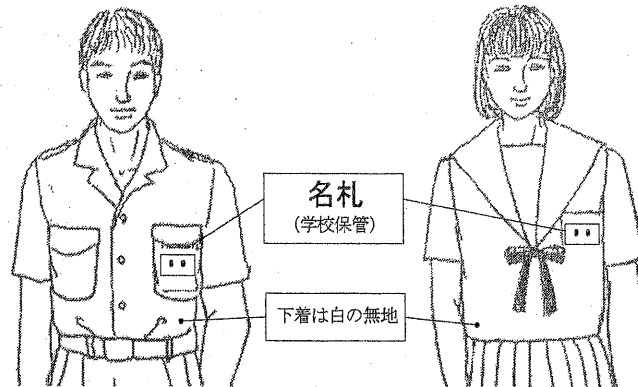
襟カバーはラインなし、服地は自由です。





## ② 夏服

男子：上衣は白色の開襟、半袖カッターシャツ（ボタンダウン可）を着用します。  
女子：上衣は白色のセーラー服、襟はラインなし白色です。



## ③ 合い服

男子：長袖カッターシャツで登校することができます。  
黒・紺のベスト、Vネックセーター、カーディガンをカッターの上に着用することができます。  
女子：セーラー服と同色で、Vネックのカーディガンを夏服・冬服の上へ着用することができます。

※ 名札（校章入り）は、入学時には学校で一括購入し、原則、校内で使用します。紛失・破損した場合は、担任の先生を通して注文してください。（360 円）

## ④ 防寒具

家庭向けの案内が出た後に着用できます（例年 10 月下旬～11 月上旬）。セーター・トレーナー・ベスト等は派手でないもので、セーター類は制服からはみ出ないもの。手袋、マフラー、ネックウォーマーは高価、華美、極端に長くないもの。女子は紺、黒、グレー、ベージュなど派手でない無地でフードの付いていないコートが着用できます。

## (3) 頭髪

頭髪は、中学生らしく、（脱色・染色せずに）自然に清潔に整えます。

〔男子〕

- ① 髪の長さは、目や耳にかからない程度にします。
- ② 特殊な髪型は認められていません。

〔女子〕

- ① 髪の長さは、目にかからない程度、襟カバーにかからない程度とします。
- ② ①以上の長さの場合、三つ編み、もしくは、黒・紺などの派手でないゴムバンドでまとめます。

## (4) 体育時の服装

- 夏季は丸首半袖体操服とハーフパンツ、冬季はジャージを着用します。
- 体操服は、入学前に購入しておいてください。

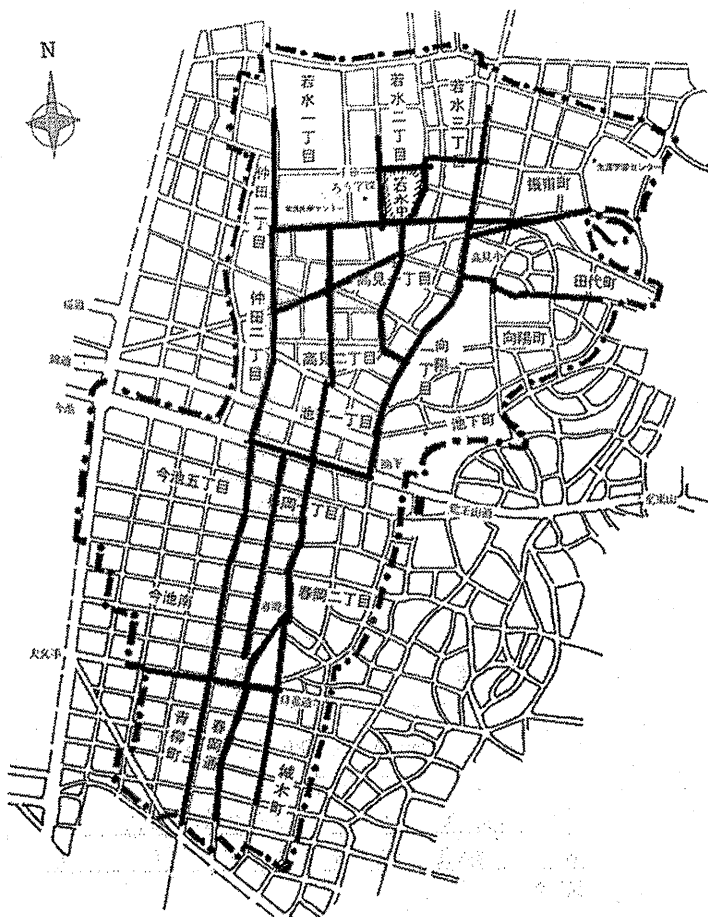
※ 体操服には左胸に名札を付けます。体操服購入時に一緒に購入してください（1 枚 1 1 0 円〔税抜き〕です）。

- 赤白帽とはちまきは使用しませんので、購入する必要はありません。
- 体操服、ジャージ、体育館シューズは、本校指定の従来のものであれば、卒業した兄弟姉妹のものでもかまいません。

### (5) 通学

通学路を通して、通学します。

なお、自転車通学は、認めていません。



## 3 心の扉

(スクールカウンセラー相談室－北館1階)

本校の相談室は「心の扉」と呼ばれています。生徒たちが考えた名前で、思春期の生徒たちのいろいろな思いが込められています。

中学生は体が子どもから大人へと大きく成長する時期です。それに伴って、心も大きく成長変化し、心が揺らいだり悩みを抱えたりすることが多くなります。

悩んだりイライラしたり、何となく不安になったりしたときに、

「心の扉」をたたいてください。専門のスクールカウンセラー（臨床心理士、常勤）がどんな小さなことでも相談にのります。相談内容は秘密厳守ですので安心してください。対象は、本校生徒及びその保護者です。

### 【申し込み方法】

「心の扉」入り口にある相談申込票に、必要事項を記入して、「心の扉」入り口のポストに入れてください。また、担任や学校を通しての申し込みも可能です。

## 4 部活動（希望参加）

主に授業後に活動します。令和2年度は、次の部が活動しています。

### ○ 運動部

バスケットボール部（男・女）、卓球部（男・女）、陸上部（男・女）、ダンス部（男・女）、バレーボール部（男）

### ○ 文化部

美術部（男・女）、マルチメディア部（男・女）

## 5 学校納付金

学校納付金について、年度始めに引き落としをする月や集金額などの年間予定について、文書でお知らせしています。また、引き落とし日の約1か月前にも、再度集金のお知らせを配付しています。本校では、PTA会費・ミルク給食費・学年費を、年3回（例年、6月、10月、2月に）ゆうちょ銀行の個人口座から引き落としさせていただいております。学年費は、校外学習費、稲武野外学習費などが含まれます。補助教材費（問題集など）や材料費（実習材料など）は、業者の直接販売になっており、その都度、現金で購入していただきます。

入学前にゆうちょ銀行口座引き落とし利用の手続きとして、自動払込利用申込書を令和3年4月2日までに郵便局へ提出してください。あわせて、引き落としに利用するゆうちょ口座をご準備ください。現在、ゆうちょ銀行に口座をお持ちの方は新たに開設していただく必要はありません。申込書の記入については、別紙の「自動払込利用申込書の記入のお願い」をお読みください。

## 6 スクールランチ（11月25日春岡小・26日高見小 6年生試食会）

### (1) 年間実施回数（160回前後）

- 原則として、修学旅行や稲武野外学習、校外学習などの校外に出る行事のときや始業式、定期テストなどのときは実施しません。

### (2) ランチルームの使用

- ランチルーム（北校舎1階）は、学年単位で1週間交代で使します。  
→メニューはA・Bメニューから選択します。
- ランチルームを使用しない週は、ランチボックスとなり、各教室で食べます。  
→メニューはC・Dメニューから選択します。

### (3) 食費（保護者負担分）

どのメニューも、1食が320円です。牛乳代は、別に徴収します。なお、牛乳は、スクールランチが実施される日に飲みます。

### (4) ランチの予約方法

#### ① ランチカードの購入

- 1年生の最初には、全員が10回分（3,200円）を一括購入しますが、2回目からは各自でランチカードへの入金を申し込みます。
- ランチカードへの入金は、「ランチカード申込袋」に、「ランチカード」と現金を入れて、ランチルームのポストに入れます。その後、ランチカードに業者が入金して「ランチカード申込袋」に入れて本人に手渡されます。
- ランチカードには、個人の学年・組・番号・名前が記入され、コンピュータに登録されています。（落としても、所有者がすぐ分かります。）

#### ② ランチの予約【券売機での予約】

- ランチのメニュー表が、前の月に1か月分ずつ配付されます。
- 各自で計画を立て、券売機（3か所に設置）にランチカードを入れて、予約します。
- 事前に食材を調達する関係で、予約の締め切りが実施の3日前（土・日・祝日などのランチがない日を除く）の13:30となります。

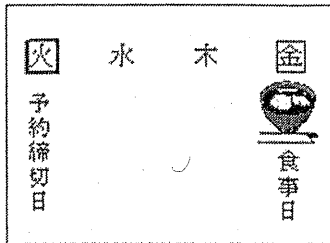
（次項【例1】【例2】参照）

- 券売機で予約をすると「食券」が出てきます。食券には、組・番号・食事日とメニュー（A・B・C・D）が印刷されています。

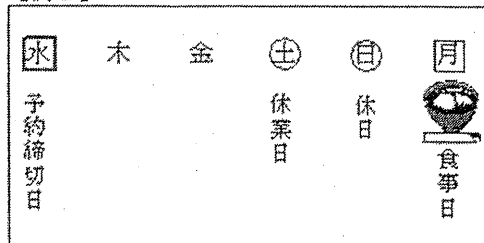
#### ③ ランチの予約【1か月月予約】

- 1か月まとめた予約方法を「1か月予約」といいます。
- 「1か月予約申し込み表」（マークシート）に希望するメニューを記入し、回数分の現金またはランチカードを添えて、ランチカードと同じ方法で申し込みます。
- 「1か月分の食券」を受け取り、毎日、切り離して使します。

【例1】



【例2】



## (5) 当日の食事

- 「食券」と引き替えに、各自で予約したランチを受け取ります。
- A・Bメニューはランチルーム用、C・Dメニューはランチボックス用です。

## (6) スクールランチ「Q &amp; A」

Q 1 「ランチカードを紛失すると、どうなりますか？」

A すぐに担任に申し出てください。紛失したカードと同じ残金のランチカードを再発行し、紛失したカードは使用できないようにします。

ランチカードには、クラスや名前などの個人情報が登録されていますので、他人が使用することはできません。また、二重予約もできません。ランチカードは金券ですので大切に管理してください。

Q 2 「食券を忘れても、ランチを食べることはできますか？」

A 全校生徒の当日の予約状況が分かっていますので、先生に申し出れば確認後に食べることができるようにします。早めに申し出てください。

Q 3 「予約を忘れてしまったらどうなりますか？」

A 3日前までに予約ができなかった場合には、弁当を持参してください。3日前の13:30が締め切りですので、前の週の水曜日の午前中までに、次の週の月～金までの予約をしておく忘れずにします。

Q 4 「ランチを予約したが、当日に欠席した場合はどうなりますか？」

A 予約締め切り後のキャンセルはできません。したがって、食材を調達済みの関係で返金はできません。ただし、長期入院など、あらかじめ欠席が分かった場合には、予約締め切り前に限り、取り消しができます。その場合は、速やかに申し出てください。

Q 5 「ランチカードの未使用分はどうなりますか？」

A 卒業や転校時に、ランチカードに残度数がある場合は、残った回数分〈未使用分〉の現金が返金されます。

## Ⅵ 入学式について（現時点での予定）

- 1 日 時 令和3年4月7日（水） 午前9時～10時35分
- 2 場 所 名古屋市立若水中学校 体育館
- 3 服 装 若水中学校の制服
- 4 持 ち 物 就学通知書、筆記用具、教科書を入れる袋やバッグ類、

上ばき、体育館シューズ

※ 上ばき（スリッパ）、体育館シューズは前もって、学区内の販売店（13ページ参照）で購入してください。名札は学校で一括注文します。

### 5 日 程

8時15分～8時30分 西門から登校

保護者同伴をお願いします。体育館東側壁面に学級名簿を掲示します。

学級を確認後、新入生は北館東土間から指定の教室（北館）に入ります。

保護者の方は、体育館にお入りください。

8時40分 教室で人員確認

出席確認、名札配付後、廊下に整列し、体育館に入ります。

9時00分～9時45分 入学式

入学式後、新入生は退場しますが、保護者の方には体育館でPTA役員や係の職員から連絡があります。その後は教室（北館）に行き、教室で学級活動の様子をご覧ください。

9時50分～10時35分 学級活動

就学通知書を学級担任に提出します。教科書・生徒手帳が渡されます。

※ 就学通知書はお子さんに渡しておいてください。

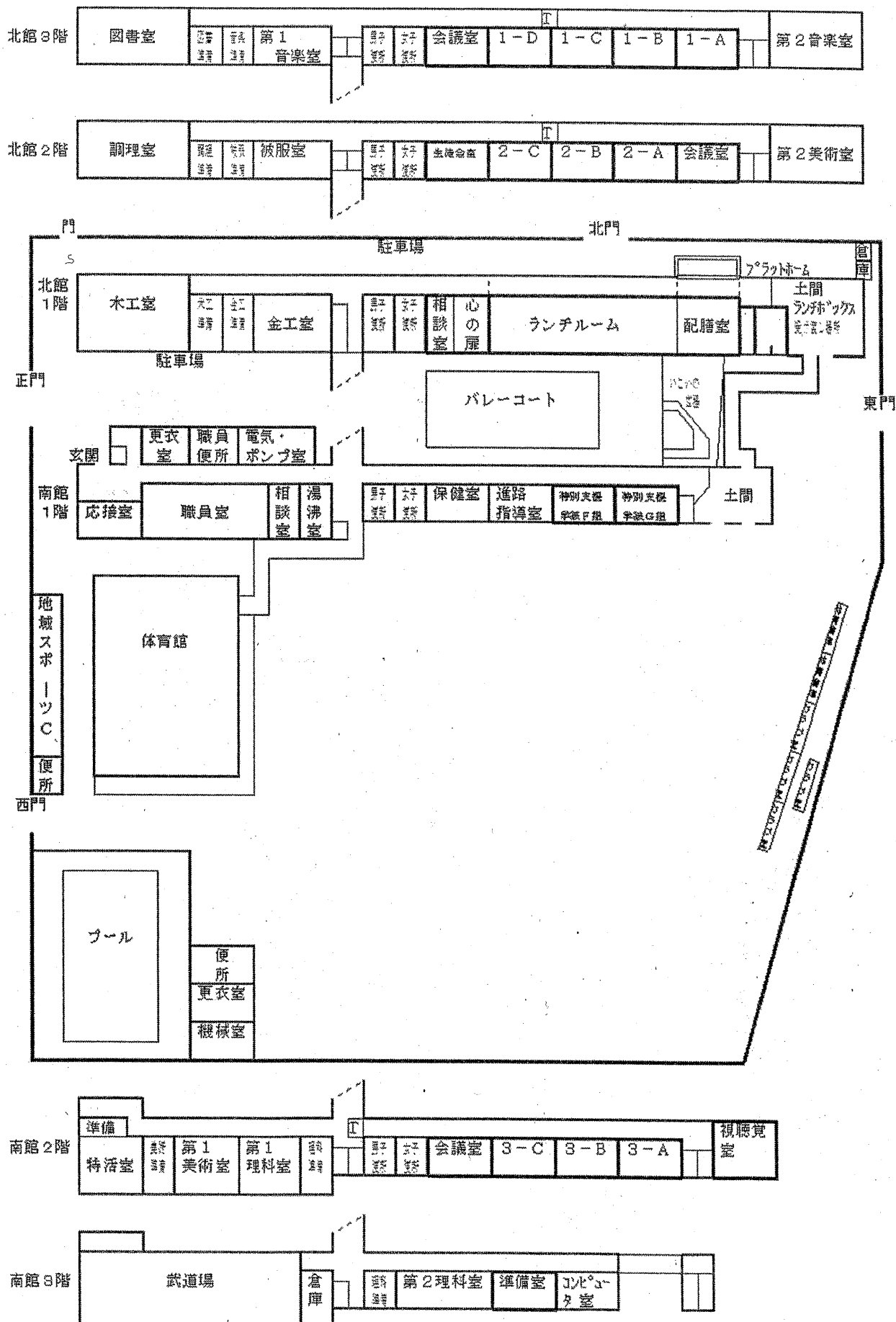
10時35分 下 校

保護者同伴で帰宅します。

### 6 そ の 他

- a. 入学手続きが終わっていない方は、当日、玄関の受付においでください。
- b. 式開始10分前までには、式場（体育館）の中で着席してお待ちください。

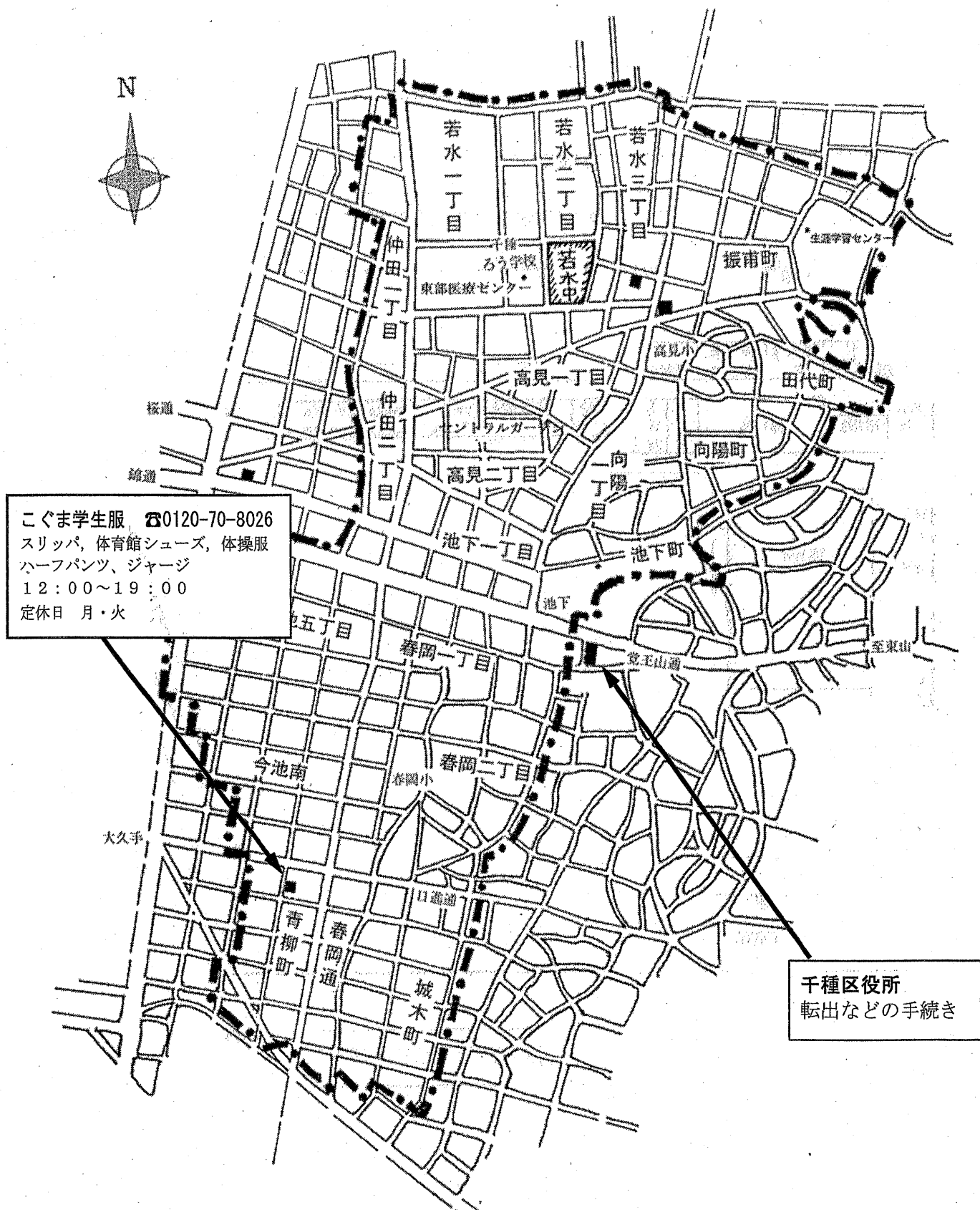
Ⅶ 学校平面図（令和2年度）





## Ⅷ 学区地図

- 名札は、入学時に学校で一括購入します。
- スリッパ、体育館シューズ、体操服、ハーフパンツ、ジャージは「こぐま学生服」で取り扱っています。



# P T Aの委員会と主な活動

名古屋市立若水中学校父母と教師の会

( )内は例年の開催時期です

|                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>学級委員</b></p> <p>選挙で<br/>各クラス4名選出</p> | <p><b>教文委員会</b></p> <p>①家庭教育セミナーの開催 (年2回 6月・10月)</p> <p><b>広報委員会</b></p> <p>①P T A広報誌「若水」の作成・発行 (年2回 9・2月)<br/>②P T A壁新聞コンクール出品作品の作成 (～12月上旬)</p> <p><b>厚生委員会</b></p> <p>①P T Aバレーボールの窓口と大会当日の応援 (8月上旬)<br/>②制服の回収とリサイクル会の開催 (11月中旬)</p> <p><b>校外委員会</b></p> <p>①全市一斉パトロール (年3回 夏・冬・春)<br/>②仲田まつり・今池まつりのパトロール (7・9月)<br/>③環境ウィーク・トライ&amp;アクションに参加(6月)</p> |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



# 中学校スクールランチ

中学校スクールランチは、小学校の給食のようにみんなが同じメニューを会食する方式ではなく、お子さまが、複数メニューの中から選択する方式になっています。いずれのメニューも、成長期に必要な栄養を摂取できるように配慮されており、食生活を自主的に管理する能力を育てることを目標としています。

保護者の方には、食材費を負担していただいております。調理に伴う人件費や光熱水費、設備費などの経費は名古屋市が負担して運営しています。

## 目標

- 自己の健康とそれに適した食生活を自主的に管理できる能力を育てる。
- 明るく落ち着いた雰囲気のもとでくつろいだ会食をし、豊かな心を育てる。
- お互いを認め合い仲良く会食する中で、個を尊重した好ましい人間関係を育てる。

## 特徴

- 複数メニューからの選択
- ランチルームや教室での会食
- 弁当と給食の併用

## スクールランチができるまで

### 1 調理

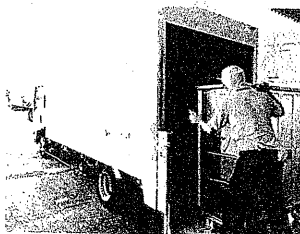
民間の工場で、安全面、衛生面に配慮した工程で調理します。



食中毒を防止するために、加熱した後、一定温度まで急速に冷やします。

### 2 配送

調理したものを適切な温度管理により保冷車で各学校へ配送します。



### 4 会食

ランチルームや教室で会食をします。



### 3 配膳

各学校の配膳室で給食の準備をし、昼食時に生徒への給食の受け渡しを行います。



配膳室で準備



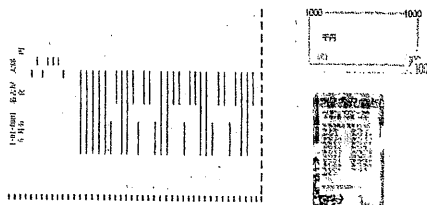
ランチボックスの受渡し



ランチルームでの受渡し

## 予約方法

### <マークシートによる予約>

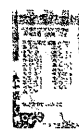


マークシート ランチカード又はお金  
前月にマークシートを記入して、  
1か月分のメニューを予約します。

予約した食券は、ランチ当日  
に受け渡し所で渡します。

封筒で、ポストに入れるなど  
により申し込みます。

### <食券予約機による予約>



ランチカード

事前にチャージをした  
ランチカードを使用して、  
食券予約機から1日ずつ  
予約をします。

## 栄養バランスのとれたスクールランチ

メニューは成長期に必要な栄養を含むとともに、生徒の嗜好や季節感も考えて「おいしく・楽しく・バランスよく」という内容で教育委員会の管理栄養士が作成しています。

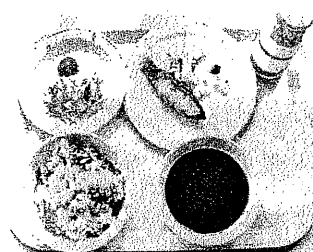
ランチルーム用として2種類（A・Bメニュー）と教室用として2種類（C・Dメニュー）のメニューがあります。おかずは衛生上の観点から冷却していますが、ランチルーム用・教室用のどちらのメニューでもカレーやどんぶりの具など一部のおかずは温かく提供されるものもあります。ご飯はランチルームでも教室でも温かい状態で提供しています。

また、スクールランチで使用している食材は、ほとんど国産のものを使用しています。

ランチルーム用  
A・Bメニュー(例)

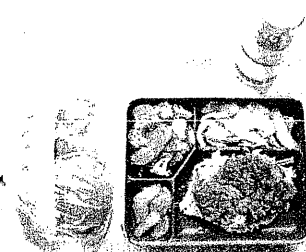


丼の和什ソースパゲティ

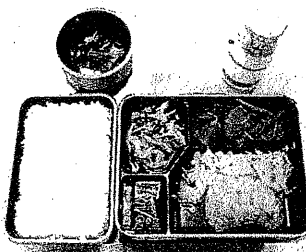


さけのから揚げ

教室用  
C・Dメニュー(例)



豚肉のプロバンス風



牛どん

### ●学校給食摂取基準（1人1回当たり）

|                  |           |               |
|------------------|-----------|---------------|
| エネルギー (kcal)     |           | 830           |
| たんぱく質 (%)        |           | 摂取エネルギーの13~20 |
| 脂 肪 (%)          |           | 摂取エネルギーの20~30 |
| カルシウム (mg)       |           | 450           |
| マグネシウム (mg)      |           | 120           |
| 鉄 (mg)           |           | 4             |
| ビ<br>タ<br>ミ<br>ン | A (μgRAE) | 300           |
|                  | B1 (mg)   | 0.5           |
|                  | B2 (mg)   | 0.6           |
|                  | C (mg)    | 30            |
| 食塩相当量 (g)        |           | 2.5未満         |
| 食 物 繊 維 (g)      |           | 6.5以上         |

### ＜教室用C・Dメニュー例＞



#### ＜副菜＞

野菜・海藻・きのこなどを120g程度使用しています。

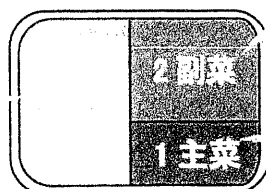
#### ＜主菜＞

肉や魚などを中心に、60~80g使用しています。

## 弁当も栄養バランスを考えて

主食：主菜：副菜が3：1：2の割合に弁当箱に詰めると、栄養バランスが良いです。

ごはんは約200g~250g、パンは約2枚をめやすにすると良いです。



野菜・海藻・きのこなど合わせて120gをめやすに

いも類、果物も入ると良いです。

魚・肉はどちらか約60gをめやすに大豆製品・卵などは野菜と一緒に料理して入ると良いです。

## 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

名古屋市立の小中学校の特別支援学級などに就学している障害のある児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食費などを支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を利用することができます。

**対象者** 次の1～3のいずれかに該当する方

- 1 特別支援学級の児童生徒
- 2 通級指導教室の児童生徒（3に該当する者以外のもの。交通費(通学費)のみ支給します。）  
※県立特別支援学校への通級も対象となります。
- 3 通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの（詳細は裏面をご覧ください。）

### 補助対象の経費

（金額は令和2年度の額で、年額です）

| 区 分                             | 小 学 校                            | 中 学 校                            |
|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| ① 学 校 給 食 費                     | 実 費 額 × 1/2                      | 実 費 額 × 1/2                      |
| ② 交 通 費（通学費）                    | 実 費 額（注1）                        | 実 費 額（注1）                        |
| ③ 交 流 学 習 交 通 費                 | 実 費 額（注1）                        | 実 費 額（注1）                        |
| ④ 修 学 旅 行 費                     | 実 費 額 × 1/2<br>（上限 10,790 円）     | 実 費 額 × 1/2<br>（上限 28,860 円）     |
| ⑤ 校外活動費（宿泊を伴うもの）                | 実 費 額 × 1/2<br>（上限 3,422 円）      | 実 費 額 × 1/2<br>（上限 3,540 円）      |
| ⑥ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）              | 800 円                            | 1,155 円                          |
| ⑦ 学用品・通学用品購入費                   | 実 費 額 × 1/2（注2）<br>（上限 5,820 円）  | 実 費 額 × 1/2（注2）<br>（上限 11,370 円） |
| ⑧ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費<br>（1年生のみ） | 実 費 額 × 1/2（注2）<br>（上限 25,555 円） | 実 費 額 × 1/2（注2）<br>（上限 28,990 円） |

（注1）②③は、認定段階が第Ⅲ段階の場合は、「実費額×1/2」となります。

（注2）⑦⑧は、購入実績に応じて支給し、領収書（あて名と品名、金額）が必要となります。

（⑦は令和3年2月～令和4年1月中まで、⑧は令和3年4月中までに購入したものが対象）

### 認定段階の算定基準と補助経費

世帯の所得額と生活保護基準需要額の割合により認定段階を決定し、その認定段階により、補助する経費や金額が異なります。認定段階は、年度毎に決定します。

| 認定段階 | 算定基準                 | 補助対象の経費 |
|------|----------------------|---------|
| I    | 所得額が需要額の1.5倍未満       | ①～⑧     |
| II   | 所得額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満 |         |
| III  | 所得額が需要額の2.5倍以上       | ②、③     |

#### 第Ⅰ・Ⅱ段階の目安（生活保護基準需要額の2.5倍未満の所得額）

およそ次の所得額です。同じ世帯人数でも年齢構成などにより所得額は異なります。

| 世帯人数       | 2人世帯      | 3人世帯      | 4人世帯       | 5人世帯       | 6人世帯       |
|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 世帯の所得額     | 463万4千円   | 604万4千円   | 711万9千円    | 796万0千円    | 921万9千円    |
| （給与所得者の年収） | （729万2千円） | （905万5千円） | （1037万5千円） | （1136万4千円） | （1284万5千円） |

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品費などを援助する「就学援助」制度があります。就学援助と特別支援教育就学奨励費の同じ支給費目を同時に受けることはできません。就学援助の方が手厚いため、就学援助の対象となる方は、就学援助を選択されることをお勧めします。ただし、③交流学习交通費は、特別支援教育就学奨励費でのみ支給されるため申請が必要です。

通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童生徒のうち、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当するもの（おもて面にある対象者の 3）の判定基準等

| 区分     | 障害の程度<br>(学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による基準)                                                                                                                                                                                                                                      | 判定方法                                                             | 必要書類                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 視覚障害者  | 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のもの<br>※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること                                                                        | 身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のもののうち左の基準に該当すると医師が診断したもの | ①身体障害者手帳の写し<br>②医師の診断書（名古屋市指定の様式による。）<br>（②は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のもののみ必要） |
| 聴覚障害者  | 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの                                                                                                                                                                                                 |                                                                  |                                                                       |
| 知的障害者  | 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの<br>2 知的発達の遅滞の程度が 1 の程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの                                                                                                                                                                       | 愛護手帳の療育判定が A のもの                                                 | 愛護手帳の写し                                                               |
| 肢体不自由者 | 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行※、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの<br>2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のもの<br>※ 歩行には、車いすによる移動は含まない。                                                     | 身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のものうち左の基準に該当すると医師が診断したもの  | ①身体障害者手帳の写し<br>②医師の診断書（名古屋市指定の様式による。）<br>（②は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のもののみ必要） |
| 病弱者    | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※ <sup>1</sup> 又は生活規制※ <sup>2</sup> を必要とする程度のもの<br>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※ <sup>2</sup> を必要とする程度のもの<br>※ <sup>1</sup> 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。<br>※ <sup>2</sup> 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること | 左の基準に該当すると医師が診断したもの                                              | 医師の診断書（名古屋市指定の様式による。）                                                 |

※複数の障害がある者については、障害が最も重いもので判断します。

制度の詳しい内容や申請手続については、4 月以降にご案内します。ご不明な点などありましたら、通学先の学校又は名古屋市教育委員会学事課（Tel 972-3217）へお問い合わせください。

(中学校用)

## 特別支援教育就学奨励費支給対象品目一覧

この一覧は、各経費の支給対象品目の一例です。支給対象品目の判断に迷うような場合は、通学先の学校か、教育委員会学事課（TEL972-3217）へご相談ください。

|      | 支給対象となる経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 支給対象とならない経費                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学用品  | <ul style="list-style-type: none"><li>・名札、校章</li><li>・ノート、下敷き、筆箱、鉛筆削り</li><li>・筆記用具（シャープペン、油性ペン等）</li><li>・体育用靴、体操着、ゼッケン</li><li>・上履き</li><li>・柔道着</li><li>・水筒、弁当箱</li><li>・習字セット、絵の具セット</li><li>・スクール水着、水泳帽</li><li>・プール用バスタオル、ゴーグル</li><li>・リコーダー</li><li>・防災ずきん、雑巾</li><li>（その他、授業、学校生活で使用するもの）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・体調管理に用いるもの（医療的ケア用品等）</li><li>・メガネ</li><li>・下着類、タイツ</li><li>・おむつ</li><li>・着替え用衣服</li><li>・部活動に関するもの（ユニフォーム、スパイク等）</li><li>・家庭学習用品（参考書、家庭学習用ドリル等）</li><li>・修学旅行等で使う腕時計</li><li>・卒業アルバムの経費</li><li>・PTA会費</li></ul> |
| 通学用品 | <ul style="list-style-type: none"><li>・制服（通学用学生服、セーラー服）</li><li>・通学用靴</li><li>・学校指定のベルト、リボン、靴下</li><li>・通学用靴</li><li>・雨靴、雨傘</li><li>・レインコート、雨ガッパ、車いす用雨具</li><li>・学校指定の防寒用ジャンパー、コート</li><li>・防犯ブザー、反射材</li></ul>                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"><li>・学級写真の経費</li><li>・日本スポーツ振興センター共済掛金</li><li>・手袋、マフラー</li><li>・学校指定でない防寒用ジャンパー</li><li>・ // コート</li></ul>                                                                                                           |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"><li>・学校で徴収する教材費や実習等の材料費（学校で処理するので保護者の報告は不要）</li></ul>                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                         |

※「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（1年生のみ）」は、令和3年4月中までに購入したものが対象となります。

※「学用品・通学用品購入費」は、令和3年2月から令和4年1月中までに購入したものが対象となります。

※ 公費で購入したものは対象外です。

※ 学校徴収金で購入したものについては、学校で処理するので、報告書の提出は不要です。

★ 学用品や通学用品を購入される際には、**領収書を発行してもらい、失くさないように保管しておいてください。**

★ 領収書には、**あて名（保護者又は児童生徒の氏名）と品名、金額（複数ある時はすべての物品）**を必ず書いてもらうようにしてください。



令和2年12月11日

保護者 様

名古屋市立若水中学校長

堀 江 成 孝

## 「緊急情報メール配信システム」へのご登録のお願い

お子様のご入学に向けて様々な面でご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、名古屋市立学校では、緊急情報メール配信システム「なごやっ子あんしんメール（登録商標：きずなネット）」が運用されています。裏面の「『学校連絡網』登録方法」に従って、お手持ちの携帯電話もしくはスマートフォン等からご登録いただきますと、学校や教育委員会からの緊急情報メールを受け取っていただくことができるようになります。

通常、学校から保護者の皆様へのご連絡は、主に文書で行っておりますが、緊急を要する場合は、メール（もしくは電話）で連絡をさせていただく場合もございます。保護者の皆様には、メールの即時性をご理解いただき、ぜひこの「緊急情報メール配信システム」（なごやっ子あんしんメール：きずなネット）にご登録いただきますようお願い申し上げます。なお、本校に、新入生の兄や姉が在籍する場合は、新入生の新規登録の際に、改めて在籍するお子様全員のお名前を入力することになっておりますので、お間違えないようご登録ください。

また、裏面の「『学校連絡網』登録方法」にも記載がありますが、ご登録時に迷惑メール対策に関わる設定が正しくされていないと、学校等からのメールがお手元に届かない場合があります。このようなことを避けるため、携帯電話等のメールの受信設定において、「@cep.jp」のドメイン指定受信設定を行い、常に受信ができる設定にしてください。ようお願いいたします。設定方法がご不明の場合は、恐れ入りますが、ご契約されている携帯電話会社にお尋ねください。

また、登録等に関するお問い合わせは、恐れ入りますが裏面の右下に記載してあります「中部電力 インターネットシステム お客様サポート」へお願いいたします。

【※TEL（0120-342-089） E-mail（[info@cep.jp](mailto:info@cep.jp)）】

確実な情報伝達のため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



# 「きずなネット学校連絡網」登録方法

11711

連絡網名：名古屋市立 若水中学校保護者連絡網

## ① [App Store] または [Google play] から「きずなネット」で検索



「きずなネット」スマホアプリをインストール



バーコードを読み取って →  
きずなネットアプリを  
インストール



## ② アプリを開いて、[アプリをはじめる]をタップ チュートリアルに沿って画面を操作してください。

## ③ 連絡網の画面で下記の登録用バーコードを読み取り 読取れない場合は登録用アドレスを手入力してください。

## ④ 表示された画面に従い連絡網に登録 下記はサンプルです。実際の画面に従ってください。

※登録完了後、配信はアプリ内で確認できます。

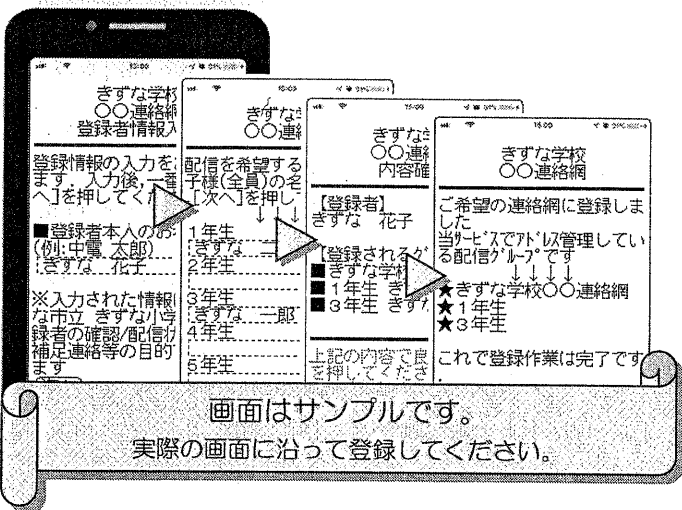
### <登録用バーコード>



### <登録用アドレス>

m.mecj.ngy@cep.jp

### <連絡網登録画面サンプル>



### <入力項目のサンプル>

※表示される画面の例です。実際の画面に表示される項目を入力、選択してください。

#### ■登録者本人のお名前

(例: 中電 太郎)

きずな 花子

◀ 本人のお名前を入力しましょう。

1年生

きずな 二郎

2年生

きずな 一郎

3年生

きずな 二郎

◀ 希望するグループにお子さまのお名前を入力しましょう。

A グループ

B グループ

◀ グループを選択しましょう。

☒ A グループ

☐ B グループ

◀ グループに☒を入れましょう。

#### ■保護者/生徒

●保護者

○生徒

◀ 配信を受信される方の立場を選択しましょう。

画面はサンプルです。

実際の画面に沿って登録してください。

【機種変更する場合】 事前に現在の端末で「アカウント引き継ぎ設定」を行っておくと、新端末で引き継ぎができます。

【登録内容の修正、弟妹の追加】 上記③から操作してください。

【解除方法】 登録状況一覧画面でチェックをはずすと解除できます。

【メールアドレスを変更する場合】 アプリでご利用の場合は手続き不要です。

※詳しい操作については登録に関するお問い合わせ>  
「よくあるご質問」を参照ください。



※ドメイン [m.mecj.ngy@cep.jp]からのメールを受信できるよう、受信許可設定およびURL付きのメールを受信可能か確認してください。

メールでも  
登録できます

①登録用アドレス宛に空メールを送信、返信メール内のURLをクリック。  
(登録用バーコードを読み取ると簡単にメール送信できます。)

②表示された画面に従い連絡網に登録。 上記はサンプルです。実際の画面に沿って登録してください。

【アドレス変更、登録内容の修正、弟妹の追加】 登録用アドレスへ空メールし、返信メールから再登録してください。

【解除方法】 mgstop@cep.jpへ空メールし、返信メールから解除してください。

### <登録に関するお問い合わせ>



■よくあるご質問

[<http://kizuna.chuden.jp/help/>]

■電話、メールによるお問い合わせ

中部電力 インターネットシステム お客さまサポート

TEL (0120)342-089 E-mail [info@cep.jp](mailto:info@cep.jp)

[平日 9:00-12:00, 13:00-17:00]

この連絡網は、中部電力の「きずなネット学校連絡網」サービスを利用しています。

中部電力

